

第一編
行政
財政

第一章 行 政

昭和三〇年三月三十一日の合併以来「村民融和」を村是として、数々の新総合開発計画を樹立し、村民の生活行動や行政ニーズに対処し、村全体の調和のある発展のため、総合的・計画的に着実に実行してきたところである。極めて厳しい経済情勢の中、きめ細かい住民サービスに努め「文化の里・スキーと茶の村」にふさわしい村づくりを目標に、平成一四年一二月には、情報公開条例・個人情報保護条例を制定し、開かれた村政の中「人と自然で創る健康の村」を指し歩み続けしてきたが、社会・経済の構造が大きく変化し、地域における行政を自主的・総合的に実施する役割を担う自治体は、今、再編を余儀なくされている。

本村も、平成一六年七月三十一日をもって閉村となり、美川村四九年の歴史を閉じることとなる。以下項目を分けて、先に発刊された「美川村四十周年誌」に続くその後の八年間の歩みをたどってみたい。

第一節 三 役

村 長 村長の権限は、村を統括してこれを代表するとともに、団体の事務及び機関委任事務の管理執行権・規則制定権・職員の指導監督・職員の任命権・組織権など幅広い権限を持っている。

昭和三〇年三月三十一日を期して、弘形・仕七川・中津の二か村半の合併により、美川村は力強く産声を上げた。

四月一七日、新村の村長選挙が行われ、初代村長として土居通栄が

就任する。昭和三四年四月の改選に当たり、新谷優が当選し第二代の村長に就任、その後昭和三八年・四二年・四六年の村長選挙をいずれも新谷優の無投票当選で四期にわたり村政を担当、美川村の基礎づくりに貢献した。

昭和五〇年四月の選挙により天野登が就任。以後三期の間村政を担当し、美川村発展に貢献した。

昭和六二年の選挙に当たり天野登、木下久敬の二名が立候補し、選挙の結果木下久敬が当選就任した。その後平成三年・平成七年・平成一一年・平成一五年の改選は無投票で木下久敬が当選し、五期目の村政を担当して「人と自然で創る健康の村」の最終仕上げを目指している。

助 役 村長の最高補佐である助役は、村長を補佐し、その補佐機関である職員の担当する事務を監督し、村長の職務を代理する任務を帯びている。助役の任期は四年であり、村長が議会の同意を得て選任することとされている。

昭和三〇年八月、初代助役に高橋末吉が就任。以後、二代渡部一加、三代猪上正度、四・五・六代と山下伝三郎が二期半務め、七・八代小田原英雄、九代大野和男、一〇・一一代中山義正、平成七年六月山村利一が一二代助役に就任し、現在一四代助役として、木下村政の補佐役を務めている。

収 入 役 収入役は、現金の出納・保管、その他会計事務をつかさどり、その事務の執行については独立した権限が与えられている。選任方法は助役と同じく、村長が議会の同意を得て選任し、任期は四年である。

昭和三〇年八月、初代収入役に正岡悦次郎が就任、任期満了とともに再任、二代収入役として一年九か月務め、猪上正度が三代収入役に選任され残任期間を務める。四代田野正式、五代土居敏雄、六・七代長岡道一が一期と二か年勤め、八・九代大野和男。中山義正が昭和六

○年九月より一〇代収入役として二か年務め、一一代収入役に大上輝雄が就任。平成七年六月一二代収入役土居一太が就任、現在一四代収入役として務めている。

第二節 各種委員会

昭和二二年公布の地方自治法は、地方公共団体において、一つの機関が多くの権限を掌握することを避け、これらの行政事務を、諸種の独立した機関に分担させるため、その後、この制度は拡充されて、教育・公平・固定資産評価審査・農業の各委員会が設置された。

選挙管理委員会 選挙管理委員会は、地方自治法によって規定され、従来都道府県知事及び市町村長に属していた、選挙事務の管理執行に関する権限を、首長公選制に伴い、都道府県知事・市町村長から独立して、公正に執行するために設けられたものである。委員の定数は四名で、議会において選挙され、その任期は四年である。

この委員会は国、または地方公共団体における、選挙に関する事務を管理しているが、その事務は複雑多岐にわたる広範な事務が委譲されており、委員の手によって処理することは困難であるため、職員をもつて対処している。

昭和四一年に「美川村選挙管理委員会規定」を制定し、その組織・会議・委員会の職務権限、書記の職務、文書の処理閲覧、告示の方法、公印等の事項を定め、選挙の公正化に務めている。

監査委員 監査委員は、長の指揮監督の外にある監査機関として必置性のものである。長が議会の同意を得て、議会及び学識経験者の中から選任される。業務としては、地方公共団体の財務に関する事務の執行、及び経営にかかわる事業の管理を監査する。

昭和三二年、美川村監査委員会条例を制定して、委員数を二名とし、

要求又は請求による監査の執行審査意見の報告、監査の時期、結果の報告、通知又は公表等の諸事項が定められている。

教育委員会 教育委員会は、学校その他教育機関を管理し、学校の組織編制・教育課程・教科書その他の取り扱い、及び教育職員の身分に関する事項、また社会教育・学術・文化に属する事務を管理執行する。教育行政の内容は、別編に記述する。

公平委員会 公平委員会は、地方公務員法の制定に伴い、近代的人事行政の理念に基づく行政を推進するため、地方公共団体の専門的人事行政機関として置かれた執行機関である。

昭和三四年九月に、美川村公平委員会の事務委託に関する規約を制定し、愛媛県人事委員会に委託している。

農業委員会 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和二六年三月三一日法律第八八号）により、市町村に農業委員会を置くことが定められている。

その構成メンバーは、選挙による委員一〇名（内女性委員一名）選任による委員三名の計一三名となっており、任期は三年間であったが、現在平成一四年度に、選任による女性委員二名を加えた一五名となっている。

固定資産評価審査委員会 固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定する職務を持ち、その定数は三名、任期は三年と定められている。委員の選任は長が、住民のうち、村税納税の義務がある者のうちから、議会の同意を得て選任する。

昭和三八年四月、地方税法第四三一条の規定に基づき、美川村固定資産評価審査委員会条例によって、委員会の審査手続き、記録の保存、その他審査に必要な事項を定めた。

特別職報酬審議会 特別職報酬審議会は、地方自治法の規定に基づき、村長の諮問に応じ、自治体の特別職、議員報酬等の額について審

議するためのものである。

昭和四〇年一二月美川村特別職報酬審議会条例が制定され「村長は議会議員の報酬の額、村長、助役、収入役及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめその額について審議会の意見を聞くもの」とされている。この審議会は、委員五名をもって組織されており、事務は総務課において処理されている。

専門委員 地方自治法の規定により、昭和四二年に、美川村専門委員会設置規則を制定し、その職務は、総務・企画・産業・建設・文教及び厚生に関する調査をする。

その定数は、総務専門委員五名以内、産業建設専門委員五名以内、文教厚生専門委員四名以内と定めている。専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から村長が選任、委嘱する。

委員は、村長の委嘱を受け、その権限に属する事務に関し、必要な事項を調査するものであり、常設又は必要の都度臨時の専門員が選任され、村長の諮問機関として機能を発揮している。

行政相談委員 昭和四一年、行政相談委員法により、行政相談委員が設置され、行政管理庁が所管していたが、昭和五九年七月から、総務庁長官の委嘱に改正された。

国の役所、特殊法人（公庫・公団・J R・N T Tなど）、県や市町村の仕事や窓口に対する苦情・要望・意見などの相談業務にたずさわりの、国民の行政に関する苦情の処理促進を図っている。

本村の行政相談委員は、昭和五〇年四月から昭和六二年三月までは小椋伊十郎氏、昭和六二年四月から平成一五年三月までは伊藤忠興氏、平成一五年四月からは沖中寿男氏となっている。

第三節 議決機関

村 議 会 現在の美川村議会における議員定数は、地方自治法では人口規模からすると一四名であるが、昭和六三年一二月の定例村議会で、議員の定数条例を改正して一二名とし、現在に至っている。

村議会は、年四回の定例会を持つことを定められ、歳入歳出予算、条例の制定・改廃はもちろん、村政の重要な事項には、全て議会の議決を必要とし、村長の権限に属する予算の提案権を除けば、ほとんどの案件について発議権をもっている。

なお、調査権、又は監査権によって村の行政事務について調査等を行うことができるほか、委任事務についても意見をのべることができると、議会の権限は非常に大きいものがある。

委 員 会 議会における審議を容易にすると共に、慎重を期するために、美川村議会委員会条例によって、常任委員会及び特別委員会、更に、平成五年六月から議会運営委員会の制度を設置している。

常任委員会の名称とその定数は、昭和六二年六月から、総務常任委員会四名、産業建設常任委員会四名、文教厚生常任委員会四名となっている。

特別委員会は、必要がある場合において、議会の議決に基づき置くことになっている。毎年、決算特別委員会が設置され、一般会計及び特別会計について、監査委員とは別の立場から審議されることになっている。

議会運営委員会の定数は五名となっている。

第四節 行政事務機構

昭和四六年五月、課の設置条例の改正で、総務課・住民課・産業建設課・企画課の四課であったものを、昭和五九年三月までの間に、四回の改正を行い、総務課・住民課・建設課・産業観光課・農村整備課の五課とした。

更に、行政事務の多様化に伴い、昭和六二年七月には、住民課を住民福祉課に改名、産業観光課を産業課と企画観光課に、平成三年七月には、住民福祉課を住民課と福祉課に、平成一〇年四月には、福祉課を保健福祉課に改名し、七課の体制で住民のニーズに応え、機能を發揮する陣容を整えた。

第五節 電算システムの導入

美川村では、急速な電算化が進む昨今において、更なる業務の効率化、及び住民サービスを図るため、平成一年及び平成一四年に、電算システムを導入した。

現在では、軌道に乗った感のある電算システムの導入であるが、平成一年と平成一四年に導入した電算システムは、次に掲げるとおり、それぞれ別のシステムである。

- ①美川村総合行政情報システム（平成一年導入）
 - ②地域インターネット事業（平成一四年導入）
- これら二つのシステムについて、それぞれ説明すると。
- 総合行政情報システム
- 平成五年に導入された電算システムを、パソコンへと移行、再構築

したシステムのことである。

このシステムについては、電算検討委員会にて導入等の方針を決定した。

電算検討委員会

この委員会は、総合行政システムを主体に、電算による事務の合理化、適正化について、検討するために設置されたものであり、山村助役を委員長に、各課の代表一〇名のメンバーで構成している。委員会の決定事項は、次のとおりである。

一 導入の決定について

社会情勢の変化に伴い、多様な村作りの展開が要求され、住民の行政需要は、多様化、膨大化の傾向にあり、地方公共団体は、内外を問わず、体質改善を強く求められている。

美川村では、平成五年九月に、電算システムとして、当時としては最新であった、オフコンを導入したが、現在では、それも時代遅れとなった。また、コンピュータにおいては、西暦を下二桁で管理しているものがあり、西暦二〇〇〇年になると、運用上不都合を起こしかねない問題があり、その対応のため、これまでのオフコンによるシステムを、パソコンへと移行することとなった。

二 期待される効果

- ①行政全体として、業務の処理量増加に伴う、経費の増加の抑制、業務の省力化、迅速化が図れる。
- ②業務の品質、正確性の向上、住民サービスの向上、計画管理の向上が図れる。

三 適用業務

住民記録、印鑑登録、国民年金、国民健康保険、国民健康保険税、住民税、固定資産税、軽自動車税、出納消込み処理、選挙関係、保健衛生関係、財務会計、給与、人事、起債管理、財産管理、学校教育、その他。

地域インターネット事業

地域インターネット事業は、地域インターネット基盤整備事業（ハード）及び情報システム整備促進事業（ソフト）のことを指す。本事業は、役場庁舎内、及び出先機関のパソコン端末の整備、グループウェアの導入を実施し、双方向ネットワークを構築することにより、事務処理の効率化、及び住民サービスの向上を目的としている。平成一四年三月三十一日に、運用を開始したが、この事業の導入に関しては、情報公開等に関する、検討委員会にて検討・決定したものである。

情報公開等に関する検討委員会

この委員会は、情報公開条例、及び個人情報条例等の策定において、条例における制限、条例内の表現などについて、本村に適した条例とするための検討を行うために、設けられたものであり、山村助役を委員長に、各課の課長及び事務局を含め、総勢一六名のメンバーで構成されている。

本来であれば、本事業に関する検討を行うための、委員会を設置するところであるが、本委員会が、山村助役を筆頭に、各課の課長から構成されていることから、地域インターネット事業を実施するにあたり、本事業全般にわたり、検討することとなった。委員会の決定事項は、次のとおりである。

一 導入の決定について

近年、少子高齢化や、若者の減少による高齢者社会、農産物自由化等の国際化社会、情報社会の到来により、生活形態や価値観が多様化している。

本村においても、そういった社会情勢だけではなく、行政機関をはじめ、公共施設、病院や金融機関等は、村の中心部に集中している。そのため、山間部に位置する周辺住民にとっては、交通等あらゆる面で、負担となっているほか、情報量が乏しく、効果的な行政が推進で

きないなど、ますます過疎に拍車がかかっている。

これら各種の問題に対応していくために、本事業を実施するところとなり、光ファイバ等を活用した、地域ネットワークシステムを構築し、公共施設に設置する、PC端末から情報を閲覧できるようにするなど、地理的格差や、世代を越えた地域コミュニティネットワークを形成し、住民とともに、二一世紀にふさわしい、村づくりを行うための、双方向システムを構築することとする。

二期待される効果

①メールで、住民からの質問・相談・提言等、を受け付けることができるため、住民のニーズを掌握し、行政サービスの向上が図れる。

②施設の公開用端末を利用して、情報閲覧・検索が行えるため、役場窓口への訪問や、問合せの必要が低減されるほか、施設利用の促進につながる。

三 接続出先機関の決定

地域インターネット導入基盤整備事業で、役場と接続する施設、及び接続方法について決定した。役場と接続する施設は、次のとおりである。

農村環境改善センター、福祉・保健センター、農村活性センター（道の駅みかわ）、美川スキー場、美川中学校、美川小学校、仕七川小学校

四 導入するシステムの決定

本事業において、導入されるシステムは、次のとおりである。行政情報提供システム、保健福祉情報提供システム、ふるさと創生情報提供システム

五 プロポーザル方式による業者選定
NTTマーケティングアクト四国(株)、(株)愛媛電算、(株)トゥワード、(株)富士通

六 業者の決定

四社について検討の結果、いずれの業者についても、他町村で実践されており、不都合はなく、プロポーザル方式により、業者の提案内容を点数化した結果において、(株)愛媛電算に決定した。

七 庁内LANの追加

情報通信システム整備促進事業において整備した、グループウェアシステムの有効活用のためには、職員各自の机に、パソコンが一台備えつけられることが望ましい。

しかし、地域インターネット事業では、パソコンを各課に一台しか整備できなかったため、庁内全職員が、グループウェアを利用できるように、庁内LANを新たに追加することとなった。

庁内LAN追加工事の実施後、地域インターネット導入基盤整備事業において、整備しきれなかったパソコン端末の台数を調査し、新たに増設することとなった。

現在、電算は、役場事務処理上において、必要不可欠なものとなっている。そのため、今後は、職員一人一人が電算に関心を持ち、それぞれの事務改善に努めるだけではなく、電算の取り扱いについても、理解することが必要である。そうすることによって、電算は、一層利便性を発揮し、身近なものになると思われる。

情報公開条例及び個人情報保護条例

高度情報化社会を迎えた現代において、プライバシー保護への関心が高まっており、地方自治体においては、情報公開のあり方、それと対を成す、個人情報の保護について、考える時期にさしかかっている。

本村においても、これまでのように、電子データに関する個人情報の保護だけでなく、本村が抱える、個人情報の保護、及び情報公開のルールを定める必要があり、情報公開条例、及び個人情報保護条例を定めることとなった。

美川村電算導入経過

年	月	日	
平成 一一	四	三〇	二〇〇〇年問題対応見直しのため 総合行政情報システムの見積依頼 (株)愛媛電算、松山電子計算センター 四国電子計算センター
一一	六	九	(株)愛媛電算に内定
一一	六	二二	総合行政情報システムの発注
一一	六	二二	総合行政情報システムの福祉・保健センター接続に係る許可申請
一一	六	三〇	総合行政システムに係るリース会社の選定(見積り依頼) (株)愛媛電算、日立クレジット いよぎんリース(株)
一一	七	一〇	電算庁内配線及び機器設置工事着工
一一	七	一九	いよぎんリース(株)に内定
一一	八	三一	電算庁内配線及び機器設置工事竣工
一一	九	八	いよぎんリース(株)と契約締結
一四	四	五	地域インターネット導入基盤整備事業及び情報通信システム整備促進事業の実施希望調査提出
一四	六	一七	地域インターネット導入基盤整備事業及び情報通信システム整備促進事業における補助金交付の申請

一四	八	三〇	補助金の確定
一四	一一	二五	プロポーザル方式による業者選定 NTTマーケティングアクト四国(株) (株)愛媛電算、(株)トゥワード (株)富士通
一四	一一	二七	業者選定の結果を踏まえ、(株)愛媛電算とのネゴシエーション実施
一四	一二	四	(株)愛媛電算に内定
一四	一二	五	地域インターネット導入基盤整備工事の発注
一四	一二	二四	情報通信システム整備促進事業の委託
一五	二	二〇	地域インターネット導入基盤整備事業及び情報通信システム整備促進事業完了
一五	三	二七	庁内LAN追加の発注 (株)愛媛電算
一五	三	三一	グループウェア(サイボウズ)の運用開始
一五	六	一八	パソコン端末見直し アカマツ(株)、(株)愛媛電算 (株)クロダ商会
一五	七	一	アカマツ(株)に内定
一五	七	九	パソコン端末発注

第六節 市町村合併

昭和五〇年二月に発刊された「美川村二十年誌」を紐解いてみると、美川村が誕生した経緯が詳細に記されている。

ここで、その経緯に若干ふれてみると「当初、県の方針では、面河村・仕七川村・弘形村・中津村・柳谷村(当時川下五ヶ村と総称された)の五ヶ村合併の構想を樹てたが、・・・」との記述がある。

平成の大合併といわれる今回の合併で、久万町・面河村・美川村・柳谷村の四か町村が合併し「久万高原町」が誕生するが、改めて昭和の経緯を振り返って見ると、約五〇年の歳月を経て、ようやく郡内の合併が実現された、という思いの人もあるのではないだろうか。

約半世紀に一度と言われる、市町村合併であるが、五〇年という歳月は、自然環境はもちろんのこと、社会資本、生活環境、果ては個人の価値観など、あらゆる分野で変化をもたらし、行政は、常にその変化への対応を求められている。

今回の平成の大合併についても、交通網の整備により広がる生活圏、強固な財政基盤の確立、専門職の人材確保など、多様化する住民ニーズに添えていくため、地域の生き残りをかけた、大切な事業であると言える。

なお、合併の経緯については、以下詳細に記したい。



4町村全職員による検討会

【別表二】

- 平成一二年一〇月一八日
 - 愛媛トップミーティング開催（松山市）
 - ・一三〇一五の基本パターン提示
- 平成一三年九月一日
 - 上浮穴郡町村議会合併研究協議会（久万町）
- 平成一四年一月一六日
 - かみうけな任意合併協議会準備会幹事会（美川村）
- 平成一四年一月二四日
 - かみうけな任意合併協議会準備会（美川村）
- 平成一四年二月五日
 - かみうけな任意協議会設立会（美川村）
 - ・平成一四年二月一日付設置
- 平成一四年四月一日
 - かみうけな任意合併協議会事務局職員配置
 - ・事務所：美川村農村環境改善センター
 - ・愛媛県合併重点支援地域指定
- 平成一四年五月三一日
 - 久万町・面河村・美川村・柳谷村議会において法定協議会を設置する旨の議決
- 将来構想策定小委員会（美川村）
- 平成一四年六月一日
 - かみうけな合併協議会設置（美川村）
 - ・四町村による法定協議会設置
 - ・愛媛県より職員派遣
- 平成一四年六月三日
- かみうけな合併協議会法定協議会設置を県へ届出
- 平成一四年六月四日



合併協議会開催状況

- 第一回かみうけな合併協議会幹事会（美川村）
平成一四年六月一〇日
- 第一回かみうけな合併協議会（美川村）
 - ・規約、規程、要綱等【確認】
 - ・合併の方式：新しい町を設置する対等合併【確認】
 - ・合併の期日：合併目標期日を平成一六年八月一日【確認】
- 平成一四年六月一五日
- 「協議会だより 創刊号」発行
- 平成一四年六月一九日
- かみうけな合併協議会ホームページ開設
- 平成一四年七月一日
- 第二回かみうけな合併協議会（久万町）
 - ・新町将来構想、建設計画策定業務委託業者・新町例規策定、事務一元化支援業務委託業者選定審査について【確認】
 - ・新町候補選定小委員会、新町事務所の位置選定小委員会設置要領【確認】
- 平成一四年八月一三日
- 第三回かみうけな合併協議会（面河村）
 - ・任意協議会決算【確認】
 - ・委託業務ネゴシエーション結果報告
 - ・各小委員会結果、経過報告
- 平成一四年九月一日
- 第四回かみうけな合併協議会（美川村）
 - ・小田町からの「町村合併に関する回答書について」の取扱い協議
 - ・職員法務研修について【確認】
- 平成一四年一〇月八日
- 第五回かみうけな合併協議会（柳谷村）

・協議会委員の変更について【確認】

・各小委員会（事務所的位置、新町名候補）報告【確認】

平成一四年一月二日

○第六回かみうけな合併協議会（久万町）

・夢のある『かみうけな』づくり結果報告・表彰式

・新町の名称募集案【確認】

・年金業務の取扱い【確認】

・一般職員の身分の取扱い【確認】

・使用料・手数料の取扱い【確認】

・補助金・交付金等の取扱い【確認】

平成一四年二月一日

○第七回かみうけな合併協議会（面河村）

・新町の名称募集要領等について【確認】

・協議書の変更について【確認】

・電算統合コンサル業務について【確認】

・財産の取扱い【確認】

・特別職の身分の取扱い【確認】

平成一五年一月一日

○第八回かみうけな合併協議会（美川村）

・新町将来構想【確認】

・住民説明会の開催【確認】

・協議会補正予算（第一号）について【確認】

・水産業務の取扱い【確認】

・水道業務の取扱い【確認】

・住民業務の取扱い【確認】

・国保業務の取扱い【確認】

平成一五年二月二日

○第九回かみうけな合併協議会（柳谷村）

・新町事務所の位置選定結果報告【確認】

・町村議会議員の任期及び定数の取扱い【確認】

平成一五年三月一日

○第一〇回かみうけな合併協議会（久万町）

・新町名候補選定小委員会報告【確認】

・新庁舎検討小委員会報告【確認】

・農業委員会委員の任期及び定数の取扱い【確認】

・農業委員会業務の取扱い【確認】

・議会業務の取扱い【確認】

・企画業務の取扱い【確認】

・広報広聴業務の取扱い【確認】

・防災交通業務の取扱い【確認】

・選挙管理委員会業務の取扱い【確認】

・監査委員会業務の取扱い【確認】

・介護保険業務の取扱い【確認】

・人権対策事業業務の取扱い【確認】

平成一五年四月一日

○第一一回かみうけな合併協議会（面河村）

・下水道業務の取扱い【確認】

・高齢者福祉業務の取扱い【確認】

・社会福祉業務の取扱い【確認】

・児童福祉業務の取扱い【確認】

・出納業務の取扱い【確認】

・病院・診療所業務の取扱い【確認】

・健康業務の取扱い【確認】

・財務業務の取扱い【確認】

・電算業務の取扱い【確認】

・農林業務の取扱い【確認】

- ・学校教育業務の取扱い【確認】
 - ・生涯学習業務の取扱い【確認】
 - ・給食業務の取扱い【確認】
 - ・新町名の選定「高原町」【確認】
- 平成一五年五月一四日

- 第一二回かみうけな合併協議会（美川村）
- ・機構及び組織の取扱い【確認】
 - ・行政連絡機構の取扱い【確認】
 - ・総務人事業務の取扱い【確認】
 - ・地方税の取扱い【確認】
 - ・税務業務の取扱い【確認】
 - ・防災交通業務：防災無線の取扱い【確認】
- 第一三回かみうけな合併協議会（美川村）
- ・新町名検討小委員会の設置【確認】

平成一五年六月一日

- 第一四回かみうけな合併協議会（柳谷村）
- ・新町名検討小委員会報告
 - ・管財業務の取扱い【確認】
 - ・地籍調査業務の取扱い【確認】
 - ・その他事業業務：生活交通・代替バスの運行事業の取扱い【確認】
- 第一五回かみうけな合併協議会（久万町）
- ・地域情報通信の取扱い【確認】
 - ・公共的団体等の取扱い【確認】
 - ・防災交通業務：有線サイレンの取扱い【確認】
 - ・都市建設業務の取扱い【確認】
- 平成一五年八月七日
- 第一六回かみうけな合併協議会（美川村）
- ・新町名検討小委員会の取扱い
- 平成一五年八月一三日
- 第一七回かみうけな合併協議会（面河村）
- ・新町名の取扱い「久万高原町」【確認】
- 第一四回かみうけな合併協議会（柳谷村）
- ・商工観光業務の取扱い【確認】
 - ・都市建設業務の取扱い【確認】
 - ・都市計画業務の取扱い【確認】
 - ・用地業務の取扱い【確認】
 - ・高齢者福祉業務：高齢者援護補助金の取扱い【確認】
 - ・社会福祉業務：社会福祉協議会の取扱い【確認】
 - ・環境業務の取扱い【確認】



町名の決定

・ 条例・規則の取扱い【確認】

平成一五年九月一〇日

○第一八回かみうけな合併協議会（美川村）

・ 条例で定める議員定数について【確認】

・ 慣行の取扱い【確認】

・ 一部事務組合の取扱い【確認】

・ 財務業務：上浮穴土地開発公社の取扱い【確認】

・ 上浮穴消防業務の取扱い【確認】

・ 上浮穴郡生活環境事務組合業務の取扱い【確認】

・ その他事業業務：久万凶荒予備組合の取扱い【確認】

平成一五年一〇月八日

○第一九回かみうけな合併協議会（美川村）

・ 町・字名の取扱い【確認】

・ 地域審議会の取扱い【確認】

・ 新町建設計画について（県事前協議）【承認】

平成一五年一二月二日

○第二〇回かみうけな合併協議会（久万町）

ここまでの合併協議会で、二三の協議項目、八三五の事務事業すり合わせが全て完了した。

平成一五年一二月一四日

○合併協定調印式（美川村）

平成一六年一月二六日

○愛媛県に廃置分合申請書の提出

平成一六年三月二三日

○愛媛県知事より決定通知書受領



合併協定調印

第七節 町村計画

昭和四九年四月に、美川村の最初の基本構想となる「美川村総合開発計画」が策定された。その後、平成二年九月には、第二次の計画として「美川村新総合開発計画」が策定され、平成一二年度を目標年度として各種の施策が展開されてきた。

そして、平成一三年度から平成二二年度の二〇年間を計画期間とする「第三次美川村総合計画」が、平成一三年三月の議決を経て策定された。

この計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるため、二〇歳以上の村内在住者から七〇〇名を無作為に抽出し、アンケートによる住民意識調査を実施した。その内、四七一名から回答を得た。

また、庁内では、山村助役を委員長とする第三次美川村総合計画策定委員会（一三名）を組織し、各種計画とのすり合わせ、各種団体との意見調整などを行った。さらに、栄代良比古氏を会長とする美川村地域振興研究委員会（一〇名）へ諮問し、最終計画案を決定する運びとなった。

計画の将来像としては、時の流れにより情勢の変化はあるものの、従来からの村の基本姿勢は一貫し、施策の継続性にも配慮するため、「人と自然で創る健康の村」として、前計画から引き継ぐ形とした。

この計画の中では、都市と農村の立地条件を乗り越えるために、高度情報化への積極的な取り組みや、地方分権及び市町村合併による地域の自立などを、今後の村づくりの主な課題として取り上げた。

この他に、平成一二年三月末で、過疎地域活性化特別措置法が失効したことにより、平成一二年四月一日から、新たに過疎地域自立促進特別措置法が施行された。これにより、平成一二年四月一日から平成

一七年三月三十一日までの、五年間を計画期間とし「美川村過疎地域自立促進計画」を策定した。

昭和四五年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、本村においても、過疎対策の各種施策を展開してきており、道路や施設の充実など、その成果は着実にあがっている。しかし、結果として、過疎対策の目的の一つである、人口の定住につながらなかったという大きな反省点もあり、今後進展していく、地方分権や市町村合併などを視野に入れながら、これらの計画のもとに、地域の真の自立に向けた施策の展開が必要である。

第八節 人口動態

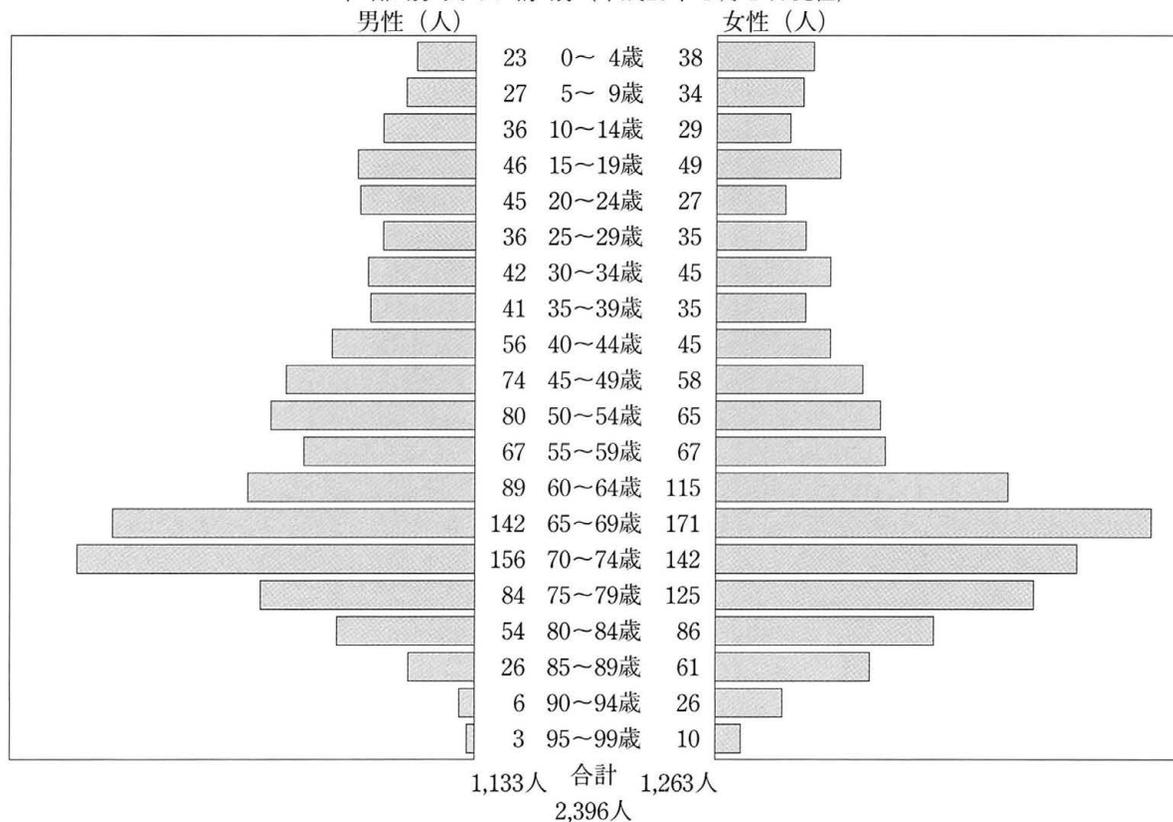
美川村の人口は、合併当時の九、九三一人から年々減少し、現在も、急激ではないが減少を続け、平成一五年四月一日現在で、二、三九六人となっている。

年齢別人口構成を見ると、青少年層は少なく、老年層が多くなっている。青少年層は、転出・少子化等により減少傾向にあり、また、六五歳以上人口は、年々増加し、現在では、一、〇九二人となり、高齢化率は四五・五%と高い比率を占めている。

人口の推移

	世帯数(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)
昭55	1,261	1,924	2,055	3,979		
56	1,254	1,877	2,011	3,888		
57	1,246	1,821	1,929	3,750		
58	1,239	1,777	1,904	3,681		
59	1,228	1,734	1,833	3,567		
60	1,228	1,684	1,799	3,483		
61	1,221	1,654	1,751	3,405		
62	1,222	1,630	1,758	3,388		
63	1,221	1,576	1,707	3,283		
平元	1,196	1,521	1,653	3,174		
2	1,186	1,499	1,620	3,119		
3	1,179	1,472	1,597	3,069		
4	1,165	1,429	1,546	2,975		
5	1,162	1,392	1,522	2,914		
6	1,136	1,343	1,499	2,842	886	31.1
7	1,146	1,326	1,486	2,812	903	32.1
8	1,146	1,303	1,467	2,770	928	33.5
9	1,131	1,257	1,418	2,675	969	36.2
10	1,134	1,254	1,402	2,656	967	36.4
11	1,123	1,235	1,372	2,607	996	38.2
12	1,114	1,221	1,337	2,558	1,018	39.7
13	1,107	1,197	1,315	2,512	1,051	41.8
14	1,092	1,159	1,273	2,432	1,067	43.8
15	1,085	1,133	1,263	2,396	1,092	45.5

年 齢 別 人 口 構 成 (平成15年 4 月 1 日現在)



第九節 若者定住促進事業

平成四年四月より条例施行され、奨励金・補助金を交付することにより、美川村の若者の定住を促進することを目的とし、次に該当する者に対し奨励金等を交付した。

平成一一年一〇月からは、帰村者奨励金を廃止し、新規就労者奨励金・新規農林業後継就労者奨励金・農林業後継者住宅奨励金を新たに設けた。

一 結婚定住奨励金

満四〇歳未満(世帯主)の者で、婚姻により美川村に三年以上定住し、美川村及び近隣市町村に通勤により就労する者に対し、一組二〇万円を交付する。

二 新生児誕生祝金

美川村に三年以上定住し、美川村及び近隣市町村に通勤により就労する既婚者(世帯主)より、誕生する新生児に対し、一〇二人目五万円、三人目一〇万円、四人目以降二〇万円を交付する。(平成一一年一〇月までは、一人五万円)

三 帰村者奨励金

四〇歳未満で、家族を伴って帰村した世帯及び独身者で、美川村及び近隣市町村に通勤により就労する者に対し、一世帯五〇万円、独身

者二五万円を交付する。

四 新規就労者奨励金

四〇歳未満の独身者、若しくは家族を伴った世帯（世帯主が四〇歳未満である場合）で、帰村又は新規に美川村民となり、引き続き美川村に五年以上定住し、美川村及び近隣市町村に通勤により就労する者に対し、単身二五万円、世帯五〇万円を交付する。

五 新規農林業後継就労者奨励金

四〇歳未満の独身者、若しくは家族を伴って帰村、又は新規に美川村民となった世帯（世帯主が四〇歳未満である場合）若しくは四〇歳未満の学卒者で、農林業後継者を目的に引き続き美川村に五年以上定住、年間一五〇日以上農林業に従事する者に対し、単身五〇万円、世帯一〇〇万円を交付する。

六 農林業後継者住宅奨励金

所得が四〇〇万円以下で、四〇歳未満の独身者、若しくは家族を伴った世帯で、引き続き美川村に五年以上定住し、自らが美川村に定住する事を目的に住宅を新築又は増改築し、これに要した経費が五〇〇万円以上の者に対して、郡内材使用の場合、工事費の二%（限度額四〇万円）その他の材使用の場合一・五%（限度額三〇万円）を交付する。

七 公営住宅入居費補助金

ア 美川村に引き続き三年以上定住し、美川村の後継者となる見込みのある者。ただし、公務員、及びこれに準ずる職員は除く。

イ 他の法律、規定等により、住宅手当等の支給を受ける者については、負担限度額を超える額から、住宅手当等を差し引いた額とする。

ウ 補助金の交付期間は、世帯主の第一子が義務教育を終了するまでの期間とする。

一世帯当たり各団地毎に定める額一、〇〇〇円～一一、〇〇〇円を交付する。

奨励金・補助金の交付実績

年度	結婚定住奨励金	新生児誕生祝金	帰村者奨励金	新規就労者奨励金	新規農林業後継就労者奨励金	農林業後継者住宅奨励金	公営住宅入居費補助金
平成六年度	四件	七件	一二件				一七件
平成七年度	六件	一七件	五件				二三件
平成八年度	五件	一〇件	八件				二三件
平成九年度	一件	一七件	四件				二二件
平成一〇年度	四件	一二件	八件				二二件
平成一一年度	二件	一六件	二件	一件			一七件
平成一二年度	七件	一件		二件			一四件
平成一三年度		一三件		四件			一三件
平成一四年度	三件	一件		三件			一二件
平成一五年度							

第一〇節 防災対策

平成一二年度に、総工事費一億七、一一五万円をかけ完成した、防災行政無線を利用し、朝夕一回、村政情報等を定時放送するとともに、災害発生時には、緊急放送を行い、情報の提供及び緊急対応等の徹底を図っている。また、全世帯（設置時一、一五〇世帯）に、戸別受信機を設置し、より好条件での受信を可能とした。

第一一節 治安と消防

一 警察官駐在所の沿革

昭和六〇年四月一日より、黒藤川駐在所が廃止され、御三戸駐在所が兼務となる。
平成三年一二月には、仕七川駐在所が東古味から西古味へ新築移転され、つづいて、平成五年一月には、御三戸駐在所が、村の敷地造成により、元の場所へ新築され、二名の警察官が、村の治安維持に努めている。

仕七川駐在所

赴任年月日	氏名
昭和六一年 四月 一日	長野 豊志
昭和六三年 四月 一日	永井 哲文
平成 二年 四月 一日	藤田 豊
平成 七年 三月一三日	河田 雄次

御三戸駐在所

赴任年月日	氏名
昭和六一年 四月 一日	曾我 友一
平成 元年 四月 一日	赤松 孝雄
平成 二年 四月 一日	日野 義孝
平成 七年 三月一三日	山脇 邦哉
平成一〇年 四月 一日	東山 昌生
平成一三年 四月 一日	白石 敏彦

二 防犯対策

青少年の非行防止活動の一環として、郡内各地で開催されてきた柔剣道大会であるが、毎年五か町村の持ち回りにより実施している郡大会は、平成一五年度には第五二回、美川村主催の村柔剣道大会においても第四九回目を迎え、約半世紀にわたる歴史を数えた。少子高齢化が進む中、大会参加人数も年々減少傾向であるが、これらの大会は武道を学び、心と体の鍛錬を通じて、青少年の健全育成を進める上で、重要なもののひとつである。又、村内各地区への防犯灯の設置も毎年行っている。

犯罪統計

年度	久万警察署管内				美川村内発生件数
	発生件数	検挙数	検挙人員 (少年)		
平成 6年	81	60	21	12	5
平成 7年	114	101	24	6	9
平成 8年	55	72	11	4	14
平成 9年	75	64	24	9	11
平成10年	174	80	20	5	60
平成11年	92	39	16	2	10
平成12年	126	53	22	13	8
平成13年	88	37	25	12	17
平成14年	129	86	30	8	14

防犯灯設置状況

年度	設置数	設置場所
平成 7年	4	東川1基、黒藤川1基、七鳥2基
平成 8年	6	黒藤川2基、七鳥2基、日野浦2基
平成 9年	6	東川5基、仕出1基
平成10年	6	東川1基、黒藤川1基、七鳥2基、日野浦1基、上黒岩1基
平成11年	14	東川1基、黒藤川1基、七鳥2基、日野浦2基、上黒岩3基、大川5基
平成12年	6	東川2基、仕出2基、日野浦1基、大川1基
平成13年	2	東川1基、七鳥1基
平成14年	3	東川1基、黒藤川1基、沢渡1基
平成15年	3	東川2基、日野浦1基

二 交通安全対策

毎年、春と秋の全国交通安全運動期間中には、交通安全協会美川支部・村交通指導員・久万警察署・交通安全母の会（こじかクラブ）などの関係機関と合同で、交通茶屋や各小・中学校での交通安全教室等を実施している。近年では、特に高齢者の交通事故が増加している為、防災無線による村内広報や、村内各所での街頭指導、主要道路・通学路等の点検も積極的に行っている。

交通事故統計

年度	久万警察署管内			美川村内		
	発生件数	死者数	傷者数	発生件数	死者数	傷者数
平成 6年	49	2	55	5	0	5
平成 7年	52	4	74	12	2	13
平成 8年	47	1	67	11	0	14
平成 9年	59	3	75	8	1	8
平成10年	56	0	83	14	0	21
平成11年	72	6	92	12	0	17
平成12年	56	1	82	4	0	11
平成13年	65	2	92	18	0	28
平成14年	59	2	88	8	0	12

四 消 防

道路網の整備等により、機動力の増強を図るため、平成四年、消防施設整備年次計画を作成し、計画的に施設、消防ポンプ等、器具の整備を図ってきた。平成八年に、成河消防倉庫、大谷防火水槽（三〇m³級）、平成九年に、蔵打防火水槽（三五m³級）、平成一〇年に、防火水槽（東川・栄重下・宮成それぞれ四〇m³級）を新設、消防倉庫（西古味・中村）を新築した。平成一二年には、栄重下・沢渡・箕川の消防倉庫を新築した。平成一四年度で整備計画を完了し、現在積

載車一四台、動力ポンプ二七台を配備している。

また、平成一四年には、本村初の女性消防団員二名を任命し、災害発生時における後方支援活動・防火思想の普及及び活動等、消防業務全般に広く携わっている。

女性防火クラブについては、平成九年に古味（員数八〇名）、平成一一年に三和（員数六五名）、平成一四年に二籠（員数四六名）と、相次いで発足した。有事の際には、消防ポンプを活用して対応できるよう、地区消防団等の指導を受け、年間を通して、操作方法の習得に励んでおり、村内各地域の防火意識の高揚にも貢献している。

歴代消防団幹部

団 長

就任年月日	退任年月日	氏 名
五・四・一	八・三・三二	岡 林 博 文
八・四・一	一・三・三二	栄 代 良 比 古
一・四・一	一四・三・三二	安 部 武
一四・四・一		十 川 章 一

副団長

五・四・一	八・三・三二	栄 代 良 比 古
八・四・一	一・三・三二	安 部 武
一・四・一	一四・三・三二	十 川 章 一
一四・四・一		坂 本 勝 行

第一分団 分団長

五・四・一	八・三・三二	土 居 通 二
八・四・一	一・三・三二	十 川 章 一
一・四・一		瀧 内 光 雄

第一分団 副分団長

五・四・一	八・三・三二	上 杉 茂 清
八・四・一	一・三・三二	栄 代 靖 男
一・四・一	一四・三・三二	大 上 和 夫
一四・四・一		阪 本 広 幸

第二分団 分団長

五・四・一	八・三・三二	安 部 武
八・四・一	一・三・三二	桑 村 隆
一・四・一	一四・三・三二	坂 本 勝 行
一四・四・一		高 木 俊 三

第二分団 副分団長

五・四・一	八・三・三二	桑 村 隆
八・四・一	一・三・三二	坂 本 勝 行
一・四・一	一四・三・三二	高 木 俊 三
一四・四・一		佐 藤 計 信

第三分団 分団長

五・四・一	八・三・三二	客 菊 雄
八・四・一	一・三・三二	高 橋 数 徳
一・四・一	一四・三・三二	上 岡 義 潔
一四・四・一		石 川 正 吉

五・四・一	八・三・三一	高橋 数徳
八・四・一	一・一・三・三一	上岡 義潔
一・四・一	一四・三・三一	石川 正吉
一四・四・一		上岡 正文

第一二節 庁舎・農村環境改善センター

美川村庁舎及び農村環境改善センターは、昭和五十七年七月に、庁舎約三億八、六〇〇万円、改善センター約三億二、八〇〇万円をかけて新築をした。

平成八年には、庁舎及び改善センター外壁等改修工事を行い、平成九年には、空調設備改修工事を行っている。同年、改善センターについては、エレベーター新設工事も行った。尚、平成一五年には、分煙対策事業として庁舎及び改善センター各所に喫煙コーナーを設け、換気扇設置工事を行い、美川村管理施設内完全分煙を実施した。

主要な工事については次のとおりである。

平成8年度	
庁舎及びセンター外壁改修工事	
工事費	28,971,000円
請負業者	(株)大林組
工期	H8.10.15～H9.3.20
平成7年～平成9年度	
空調設備改修工事	
工事費	87,647,000円
請負業者	ダイイチマリン(株)
工期	H7.8.22～H9.5.20
平成9年度	
改善センターエレベーター新設工事	
工事費	30,693,000円
請負業者	(株)大林組
工期	H10.1.31～H10.6.19
平成13年度	
庁舎及びセンター震災被害復旧工事	
工事費	12,457,000円
請負業者	(株)大林組
工期	H13.4.14～H13.7.31

第二章 財政

第一節 財政の概況

財政の概況と歳出の主な概況 平成五年度以降は、普通建設事業の動向に左右されるものの、普通会計における決算状況は、概ね三〇億円前後で推移している。

歳入の財源内訳を見ると、村税の歳入全体に占める割合は、四パーセント程度にすぎず、依然として大半を交付税、補助金に依存している状況である。

しかしながら、国税のうち、所得税、法人税、消費税及びたばこ税の一定割合を原資としている交付税は、平成一二年度をピークに、急激な落ち込みを見せており、今後も厳しい状況が予想される。

歳出においては、投資的経費は、社会資本基盤の整備が完了しつつある状況から、特殊な事情を除いて、一〇億円を切る状況となっており、村債の返済金である公債費は、歳出総額の一割以上となり、大きな負担となっており、今後も増加することが予想される。

国においても、バブル崩壊後の景気刺激策として行ってきた国債の償還金の増加、長引く景気低迷による税収の落ち込み等、非常に厳しい財政状況となっている。

また、国における三位一体の改革（地方税財政制度改革）で、大幅な国庫補助負担金等の見直しも打ち出されており、町村合併後は、徹底した歳出の見直しを行うとともに、新町財政計画に沿った、堅実な財政運営が肝要である。

次に、平成六年度からの主要な事業を列記してみることにする。

普通会計においては、平成六年度に、若者定住を目的に、一億八、〇四〇万五、〇〇〇円を投じて、有枝に特定公共賃貸住宅を建築している。

また同年に、東川小学校跡地に、一億一、六六四万円を投じて、東川健康増進センター（体育館）を建設し、地域住民の健康増進、スポーツ・レクリエーションの場として、有効に活用されている。

平成八年度には、二億六、二五四万二、五九九円を投じて、仕七川小学校屋内運動場及び校舎管理棟を整備し、児童の教育環境の整備を図っている。

平成九〇一〇年度の継続事業で、二億三、五二六万二、〇〇〇円を投じて福祉・保健センターみかわを建設し、美川村の保健福祉の拠点施設として役割を発揮している。

平成一〇一一年度の継続事業で、一億六、一八四万円を投じて、林業地域総合整備事業で、沢渡地区用水施設を整備して、飲料水の確保を図った。

平成一二年度には、一億七、一一五万円を投じて、昭和五八年度に整備していた、防災行政無線施設の更新を行うとともに、新たに、各戸に個別受信機を設置し、非常時の情報伝達機能の向上を図っている。

平成一三年度には、伊予テレビ及び愛媛朝日テレビの二社へ、三、一八七万九、五六〇円を補助して、テレビ中継局を整備し、民放二局が新たに視聴可能となった。

また同年に、四、四三二万四、五〇〇円を投じて、老朽化していた歯科診療所の改築を行い、地域医療の充実を図った。

平成一四年度には、美川西・美川南・黒藤川・二笠小学校の四校が統合し美川小学校が開校し、美川西小学校の跡地に、四億一、八七四万三、〇〇〇円を投じて、木造校舎を整備するとともに、同敷地内に一億七五四万円を投じてプールを建設し、児童の教育環境の整備を図

った。

特別会計においては、平成六年度に、竹谷共同給水施設（六、九〇一万四、〇〇〇円）、平成七〇八年度に古味簡易水道施設（三億四、七八一万三、〇〇〇円）、平成九〇一〇年度に三和簡易水道施設（三億八、二〇二万五、〇〇〇円）、平成一〇一一年度に成河飲料水供給施設（一億四、〇〇四万六、〇〇〇円）、平成一〇一二年度に二笠簡易水道施設（三億六、二〇〇万四、〇〇〇円）、平成一三年度に七鳥地区飲料水供給施設（二億二、九二四万円）を順次整備し、現在も平成一四一五年度の継続事業で、黒藤川簡易水道施設を整備しており、水道未普及地域の解消を図り、飲料水の確保に努めている。

また、スキー場においては、平成一一年度に、地球温暖化に伴う雪不足に対応するため、高性能の人工降雪機四台を、三、五七〇万円かけて整備するとともに、平成一二年度には、来場者がより安定した滑走状態を確保するために、三、三六〇万円で圧雪車を導入している。また同年には、一、八七九万五、〇〇〇円を投じて、老朽化したスキー貸出所の改築を行っている。

現在は、様々な施設整備と安定した雪の確保で、順調にスキー場が経営されているが、今後も利用者の要求に対応した整備を行い、来場者の確保に努める必要がある。

普通会計決算額年度別一覧表

【歳入】

(単位：千円)

年度別 科目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
1 村 税	132,338	132,971	135,770	133,273	143,975	128,766	131,349	132,856	134,058	127,760
2 地 方 譲 与 税	27,092	27,490	28,253	28,612	21,356	17,654	18,131	18,398	18,332	18,391
3 利 子 割 交 付 金	4,134	6,503	4,102	2,415	2,246	1,680	1,669	8,692	9,478	2,109
4 地 方 消 費 税 交 付 金					5,079	20,933	19,850	20,471	18,157	15,389
5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	10,277	11,452	11,186	12,127	11,830	10,150	9,721	8,800	8,903	8,179
6 地 方 特 例 交 付 金							3,941	5,017	4,851	4,818
7 地 方 交 付 税	1,601,341	1,509,019	1,507,977	1,578,032	1,605,659	1,601,013	1,603,760	1,613,158	1,466,966	1,355,705
8 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	595	636	587	564	643	592	608	533	0	0
9 分 担 金 及 び 負 担 金	35,314	35,217	36,123	41,453	31,117	53,617	48,637	47,286	43,117	38,618
10 使 用 料 及 び 手 数 料	28,569	20,251	26,146	26,899	25,960	27,323	25,895	28,586	30,572	30,224
11 国 庫 支 出 金	224,388	211,351	141,996	193,062	133,225	197,805	152,016	101,612	47,275	229,494
12 県 支 出 金	526,689	701,686	452,237	531,064	421,422	557,371	421,811	428,735	365,892	377,803
13 財 産 収 入	43,593	43,157	47,476	59,338	19,173	54,843	19,622	29,137	32,088	34,259
14 寄 附 金	1,073	808	584	301	28,183	849	105	541	25,901	251
15 繰 入 金	238,453	65,202	105,327	155,925	157,385	195,110	50,109	49,176	287,344	439,059
16 繰 越 金	72,329	186,578	103,004	63,094	77,491	102,983	70,382	80,726	52,827	87,329
17 諸 収 入	35,996	45,024	52,485	104,424	47,134	31,159	37,717	35,361	37,853	28,960
18 村 債	367,000	400,700	302,100	553,600	329,400	420,100	359,000	424,200	432,000	658,200
歳 入 合 計	3,349,181	3,398,045	2,955,353	3,484,183	3,061,278	3,421,948	2,974,323	3,033,285	3,015,614	3,456,548

普通会計決算額年度別一覽表

【歳出】

(単位：千円)

科 目	年度別										
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
1 議 会 費	50,002	46,860	50,512	54,950	59,028	57,274	57,712	55,322	55,917	56,913	
2 総 務 費	396,288	350,239	375,725	485,104	454,332	541,421	350,966	374,945	517,346	572,793	
3 民 生 費	214,403	221,589	271,846	309,276	337,660	482,441	393,807	272,377	281,725	289,255	
4 衛 生 費	66,618	139,338	106,161	191,391	190,534	220,736	188,857	181,239	225,280	192,275	
5 労 働 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 農 林 水 産 業 費	887,135	998,032	929,923	1,039,481	809,100	959,502	978,746	922,788	839,933	716,304	
7 商 工 費	202,926	66,025	50,905	39,516	15,692	17,285	14,505	26,833	50,229	46,447	
8 土 木 費	350,227	425,927	290,433	255,656	243,066	299,277	94,862	64,210	115,115	146,696	
9 消 防 費	83,246	85,305	84,287	91,103	99,854	109,315	93,205	271,339	106,993	99,634	
10 教 育 費	357,587	196,005	227,237	498,494	234,731	216,311	209,550	277,020	269,937	831,835	
11 災 害 復 旧 費	198,077	299,479	112,508	25,277	86,346	35,749	49,287	63,395	51,843	4,757	
12 公 債 費	354,794	353,042	354,722	356,444	392,952	382,255	402,100	410,990	363,967	385,806	
13 諸 支 出 金	1,300	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳 出 合 計	3,162,603	3,185,041	2,854,259	3,346,692	2,923,295	3,321,566	2,833,597	2,920,458	2,878,285	3,342,715	

普通会計決算額性質別歳出年度別一覧表

(単位：千円)

科目	年度別										
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
1 人件費	445,954	466,127	483,523	495,244	501,977	499,789	501,416	511,338	503,272	513,243	
2 物件費	325,656	297,111	301,637	329,696	286,073	339,316	349,587	323,820	324,650	376,721	
3 維持補修費	7,056	10,083	9,990	10,220	9,801	9,468	13,533	11,001	15,579	14,245	
4 扶助費	11,128	17,327	18,692	22,500	23,497	28,778	26,365	24,103	25,629	24,820	
5 補助費等	255,545	273,409	308,338	285,329	281,141	321,738	342,673	278,834	287,106	270,014	
6 公債費	354,794	353,042	354,722	356,444	392,952	382,255	402,100	410,990	363,967	385,806	
7 積立金	122,878	35,131	92,590	113,287	147,866	151,866	137,941	99,671	164,135	147,748	
8 投資、出資金、貸付金	3,215	1,104	22,050	24,400	12,796	776	4,253	21,950	2,300	351	
9 繰出金	241,622	167,785	119,450	160,906	117,877	170,210	152,072	212,929	247,820	252,007	
10 前年度繰上充用金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11 投資的経費	1,394,755	1,563,922	1,143,267	1,548,666	1,149,315	1,417,370	903,657	1,025,822	943,827	1,357,417	
普通建設事業費	1,196,678	1,264,443	1,030,759	1,523,389	1,062,969	1,381,621	854,370	962,427	891,984	1,352,660	
災害復旧事業費	198,077	299,479	112,508	25,277	86,346	35,749	49,287	63,395	51,843	4,757	
失業対策事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
歳出合計	3,162,603	3,185,041	2,854,259	3,346,692	2,923,295	3,321,566	2,833,597	2,920,458	2,878,285	3,342,372	

特別会計決算額年度別一覧表

(単位：千円)

会 計 名	歳入 歳出 区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
国民健康保険 事業特別会計	歳入	362,737	368,741	359,935	335,634	306,934	314,219	373,909	362,063	376,848	323,493
	歳出	311,171	314,903	339,600	293,023	248,023	267,204	336,600	297,364	360,484	298,927
老人保健事業 特別会計	歳入	341,265	372,687	359,786	385,988	433,415	509,049	470,637	452,653	480,217	521,332
	歳出	336,250	370,304	356,309	371,250	409,214	508,779	466,719	449,789	475,375	503,249
簡易水道事業 特別会計	歳入	12,399	104,640	154,123	267,373	198,878	341,908	396,466	247,640	289,722	266,583
	歳出	12,100	103,380	153,287	265,738	197,838	340,689	394,296	245,935	286,836	266,037
観光事業 特別会計	歳入	244,621	140,818	196,520	237,890	253,017	212,324	245,811	249,984	196,869	162,009
	歳出	239,446	134,868	192,912	233,446	250,055	207,133	244,954	249,167	196,230	161,296
白銀荘事業 特別会計	歳入	38,906	42,966	33,543	8,188	8,841	10,409	6,572	7,582	8,187	8,640
	歳出	29,994	29,720	33,313	7,645	8,709	10,135	6,447	7,394	8,036	8,640
介護保険事業 特別会計	歳入								193,635	230,507	222,281
	歳出								181,442	228,817	219,689
介護サービス 事業特別会計	歳入								52,105	54,103	57,038
	歳出								50,794	52,865	55,411
合 計	歳入	999,928	1,029,852	1,103,907	1,235,073	1,201,085	1,387,909	1,493,395	1,565,662	1,636,453	1,561,376
	歳出	928,961	953,175	1,075,421	1,171,102	1,113,839	1,333,940	1,449,016	1,481,885	1,608,643	1,513,249

第二節 村 有 林

村有林の育林については、平成六年以降も除間伐、下刈、枝打ち等の施行を積極的に行っている。

特に平成一四年度中には、赤蔵ヶ池周辺の整備事業として大規模な除間伐や、仕出マルミヤ村有林（展示林）整備など、村有林整備事業には特に力を注いでいる。

村有林台帳については次表のとおりである。

地 番	地 積	摘 要
日野浦		
一	二万六、〇三五㎡	日野浦
二	一万六、五一七㎡	〃
四三七九―二	二万二、〇四四㎡	御山
四三七九―一三	五万三、六九五㎡	〃
四三七九―一四	二〇万一、一七八㎡	〃
四四三九	二、三〇五㎡	大谷
四四四〇	二、五四二㎡	〃
四四六八	五八一㎡	御山
四四六九	四、〇三九㎡	〃
四三七九―一	一八万 三三八㎡	〃
四三七九―四	一万六、九一七㎡	〃
四三七九―五	一、九三八㎡	〃
四三七九―六	七、四一〇㎡	〃
四三七九―七	四、四九五㎡	〃

四三七九―八	二、三五七㎡	御山
四三七九―九	一、七五〇㎡	〃
四三七八―一	一万二、二四三㎡	〃
四三七八―三	四、〇四五㎡	〃
四三八一	一六万二、八三二㎡	〃
大 川		
一八九七―一	一八万六、三〇九㎡	狼ヶ城
一八九七―二	一万五、八一四㎡	〃
一九〇三	一、一九九㎡	〃
一九〇四	二〇九㎡	〃
一九〇六	一〇万五、八九三㎡	〃
一九〇七	一八〇㎡	〃
二〇二二	一、三八七㎡	大川
二〇三一	一万九、四五七㎡	〃
二〇五八―一	二万二、八一七㎡	〃
二〇五八―二	四、〇六八㎡	〃
二〇五九	一万 一〇七㎡	〃
有 枝		
二二五六	二万九、〇五八㎡	本谷
上黒岩		
九四八	五三五㎡	下り松
九五一	三、一五三㎡	〃
二八三七―五	二五〇㎡	〃
二八八六―一	一、九六四㎡	〃
二八八七	八二一㎡	〃
二九四三―一	三、七一二㎡	トンネル上

二九四四	一, 二八九㎡	トシネル上	二五六四―一	一, 一四三㎡	西古味
三三六七	一五二㎡	下り松	東川	六五八㎡	ヒウラ
三三六八	一, 八八五㎡	〃	九九八	二万三, 三六一㎡	〃
三四五二	一, 八九九㎡	〃	九九九	四, 七一五㎡	イグイ
中黒岩		宮地	一〇九四―一	一〇万四, 八七九㎡	〃
一九七八―一	四一九㎡	〃	一〇九五―一	一四万三, 三〇七㎡	〃
一九八三	二, 〇二七㎡	〃	一〇九六	五, 〇二八㎡	〃
二〇一四	一, 〇九七㎡	〃	一〇九二―一	八三五㎡	〃
仕出		マルミヤ	一〇九三―一	四, 一六三㎡	東谷
一〇六五	一, 五三四㎡	〃	三九三八―二	二万六, 四七六㎡	〃
一二四二	六, 〇七三㎡	〃	三九四三―一	二万三, 四三六㎡	〃
一二四四	三, 六七三㎡	〃	四〇四七―二	八五六㎡	カミハタ
一二四五	一四万 八八八㎡	〃	二六五一	一万六, 八〇一㎡	箕川
二〇九五―一	六, 九九〇㎡	御三戸嶽	五五七六	一万 三一九㎡	赤蔵ヶ池
二〇九五―二	二, 一一五㎡	〃	黒藤川	一万六, 二五六㎡	〃
二一二〇	一, 一〇五三㎡	〃	三〇九一	三, 九六六㎡	〃
二二三六	四, 一六二㎡	マルミヤ	三〇九二―一	七, 二三一㎡	〃
一六一九―一	六八七㎡	マルミヤ	三〇九四	二, 六八五㎡	中津明神
七鳥		七鳥	四一五八―三	五万一, 五八二㎡	〃
二四―一	六, 一九三㎡	コヤガタニ	四一五八―五	二, 二六三㎡	〃
五七三	一万八, 〇四八㎡	〃	四一六五―一	一五万 九三〇㎡	マツキ
六二四	二五㎡	ナベクラ	六五四七	七二㎡	矢竹
六二五	三, 三一二㎡	カギヤモリ	六五四八	三二五㎡	〃
六二六	一万四, 一五三㎡		六五四九―一	五六七㎡	〃
三二五七	七万六, 八四〇㎡				
三一九九					

六五四九―二	四五九㎡	矢竹
二七九〇―二	一万九, 二八五㎡	二籬
二七九一―二	一万五, 一〇〇㎡	〃
二七九九―二	一万八, 四九八㎡	〃
二八三五―二	九万七, 一八七㎡	〃
二八三七―二	二万六, 一一三㎡	二籬
三〇八九	一七万七, 九九〇㎡	〃
三〇九二―三	六, 二六〇㎡	〃
三〇九三	四, 五八五㎡	〃
三〇九六―一	七万九, 四五五㎡	〃
三〇九六―三	二, 一〇六㎡	〃
三〇九七―一	二, 〇九〇㎡	〃
三〇八二	五一〇㎡	〃
三〇八七	二, 四八六㎡	〃
二八三六―二	一万四, 四一三㎡	〃
二八三八―二	四, 三八五㎡	〃
三〇七八	四, 七二九㎡	〃
三〇七九	七, 一六七㎡	〃
二八三九―二	一, 四五六㎡	〃
二七九七―二	六, 六七三㎡	〃
六〇八七	七, 五五二㎡	〃
四四五七	二, 五八五㎡	〃
沢渡		
六七四	二万一, 七八三㎡	赤蔵ヶ池
六七三	二万 六二㎡	〃
一五〇七	一万二, 四三五㎡	沢渡

一五〇八	二, 一一九㎡	沢渡
一五二七	九, 三四七㎡	〃
六五九	一万三, 四八六㎡	二籬
六七五	二万三, 三一三㎡	〃
六七六	一五万八, 四三〇㎡	〃
六七七	三, 〇三八㎡	〃
六七八	二, 二九二㎡	〃
六七九	二万七, 四四〇㎡	〃
六八三	八三〇㎡	〃
六八四	五, 六八九㎡	〃
一三三二	一, 六五八㎡	〃
一三三一	五, 三八八㎡	〃
一三三三		〃

平成6年以降買収地一覧

(購入)

相手方	土地の表示	地 目	地 籍	備 考
美川村森林組合	大 川 2 0 2 2 番 地	山 林	1,387.00㎡	大川村有林
	大 川 2 0 3 1 番 地	山 林	19,457.00㎡	
	大 川 2 0 5 8 番 地 1	山 林	22,817.00㎡	
	大 川 2 0 5 8 番 地 2	山 林	4,068.00㎡	
	大 川 2 0 5 9 番 地	山 林	10,107.00㎡	
田村町興産株式会社	沢 渡 6 5 9 番 地 他	山 林	809,869.77㎡	二箆村有林
船 草 功	沢 渡 1 5 0 7 番 地	山 林	12,435.00㎡	日野浦村有林
	沢 渡 1 5 0 8 番 地	山 林	2,119.00㎡	
	沢 渡 1 5 2 7 番 地	山 林	9,347.00㎡	
	日野浦 1 番 地	山 林	26,035.00㎡	
高 橋 明 則	日野浦 4 4 3 9 番 地	山 林	2,305.00㎡	日野浦スキー場 (大谷村有林)
	日野浦 4 4 4 0 番 地	山 林	2,542.00㎡	
合 計			922,488.77㎡	

(寄付)

相手方	土地の表示	地 目	地 籍	備 考
竹内 賀 男 留	日野浦 2 番 地	山 林	16,517.00㎡	日野浦村有林
プロミス(株)	東 川 5 5 7 6 番 地	山 林	16,801.00㎡	箕川村有林
プロミス(株)	七 鳥 5 7 3 番 地	山 林	6,193.00㎡	七鳥村有林 持分1/2
合 計			39,511.00㎡	

年度	村有林育林費	主 要 な 施 策
平成6年度	7,137,544 円	東谷村有林間伐 (16.9ha)
平成7年度	8,928,373 円	
平成8年度	5,548,814 円	
平成9年度	1,035,809 円	仕出村有林植林 (0.40ha)、下刈り (0.91ha)、マルミヤ村有林つる切り (6.28ha)
平成10年度	5,856,770 円	仕出村有林下刈り (1.71ha)、二箆村有林作業路開設 (総延長2,250m) 除間伐事業 (4.00ha)、箕川村有林間伐 (1.68ha)、マルミヤ村有林つる切り (6.28ha)
平成11年度	7,519,319 円	仕出村有林下刈り (1.71ha)、狼ヶ城村有林間伐 (6.00ha)、狼ヶ城村有林除伐 (1.50ha)
平成12年度	15,436,334 円	仕出村有林下刈り (1.71ha)、狼ヶ城村有林間伐 (6.00ha)、狼ヶ城村有林除伐 (2.00ha)、二箆村有林間伐 (4.00ha)、マルミヤ村有林下刈り及び枝打 (5.00ha)
平成13年度	19,048,294 円	マルミヤ村有林下刈り、つる切り (6.21ha)、二箆村有林間伐 (1.00ha)、狼ヶ城村有林間伐 (5.00ha)、二箆村有林除伐 (2.00ha)
平成14年度	21,859,929 円	二箆村有林間伐 (2.00ha)、狼ヶ城村有林間伐 (4.50ha)、マルミヤ村有林間伐 (2.50ha)、横山村有林間伐 (2.00ha)、仕出村有林下刈り (4.00ha)、マルミヤ村有林つる切り (6.00ha)

第三節 住 宅

合併前の、弘形村、仕七川村、中津村の旧村当時に、三三戸の村営住宅があり、美川村となつてからも、昭和四一年までに三四戸新築し、その後、一〇数年の間建築を中断していたが、昭和五四年に、一八戸を建設してから、昭和五六年四戸、同五七年八戸、同五八年一二戸、平成二年、七、六三二万円をかけ、耐火構造二階建て八戸を建設した。平成六年、平成一〇、一一年には、若者定住促進を目的として、中耐三階建ての特定公共賃貸住宅二棟を建設した。また、老朽化等、用途廃止の必要がある公営住宅（二籠住宅四戸、釣井住宅五戸、成河団地四戸、下成住宅二戸）を廃止、除却し、現在の管理実戸数は、一〇七戸となっている。（別表）

団地名	所在地	建設年度	種別	構造別	床面積 一戸あたり	戸数	入居開始年月日	月額家賃 一戸あたり
東川団地	東川二六四五	昭二八	二	木造平屋	三三・〇〇 ^m	四	昭二九・四・一	二,五〇〇円
〃	〃	二九	二	〃	三三・〇〇	二	三〇・四・一	二,八〇〇
西古味団地	七鳥二五九六	二九	二	〃	二七・〇一	四	三〇・四・一	二,五〇〇
〃	〃	三〇	二	〃	二九・七〇	一	三一・五・一	二,五〇〇
黒藤川団地	黒藤川八〇七	三〇	二	〃	二九・七〇	四	三一・五・一	二,五〇〇
西古味団地	七鳥二五九六	三六	二	〃	二九・七〇	五	三七・四・一	二,八〇〇
〃	〃	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	三,八〇〇
久主の下団地	上黒岩二七八七他	四一	二	木造平屋	三一・〇九	一〇	四二・五・一	四,〇〇〇
御三戸団地	上黒岩二八四一	五四	二	中層耐火三階	六一・九三	一八	五五・四・一	二万
清水団地	七鳥二七六八	五六	二	木造二階	六七・〇八	二	五七・四・一	二,五〇〇
久保上団地	黒藤川六二七二	五六	二	〃	六六・三三	二	五七・四・一	二,五〇〇
上本組団地	上黒岩一〇四八	五七	二	木造平屋	六六・三三	二	五八・一・一	二,五〇〇
荒瀬団地	上黒岩一五	五七	二	木造平屋	六四・〇八	二	五八・一・一	二,五〇〇
釣井下団地	黒藤川七五一	五七	二	木造二階	六六・三三	二	五八・一・一	二,五〇〇
御三戸第二団地	上黒岩二八四〇	五八	二	中層耐火三階	六七・八〇	二	五九・四・一	二万
仕七川団地	七鳥二五六三	平二	一	耐火構造二階	六九・九六	二	平三・四・一	三万三,〇〇〇
〃	〃	〃	二	〃	六六・七二	六	三・四・一	二万三,〇〇〇
有枝団地	有枝三五〇	六	二	中層耐火三階	六八・七二	三	七・四・一	三万
〃	〃	〃	二	〃	八九・二三	九	七・四・一	四万
成河団地	日野浦七七五七	一一	二	〃	七四・二一	三	一一・九・一	三万三,〇〇〇
〃	〃	〃	二	〃	九五・一九	九	一一・九・一	四万三,〇〇〇
計						一〇七		

